

平成19年 2月13日

1. 出席議員

議 長	杉 原 豊 喜
1 番	上 田 雄 一
3 番	山 口 裕 子
5 番	大河内 智
7 番	古 川 盛 義
9 番	山 口 良 広
11 番	山 崎 鉄 好
13 番	前 田 法 弘
15 番	石 橋 敏 伸
17 番	小 池 一 哉
19 番	山 口 昌 宏
21 番	吉 原 武 藤
23 番	江 原 一 雄
27 番	高 木 佐一郎
29 番	黒 岩 幸 生

副議長	牟 田 勝 浩
2 番	浦 泰 孝
4 番	松 尾 陽 輔
6 番	宮 本 栄 八
8 番	上 野 淑 子
10 番	吉 川 里 己
12 番	末 藤 正 幸
14 番	小 柳 義 和
16 番	樋 渡 博 徳
18 番	大 渡 幸 雄
20 番	松 尾 初 秋
22 番	平 野 邦 夫
26 番	川 原 千 秋
28 番	富 永 起 雄
30 番	谷 口 攝 久

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	緒 方 正 義
次長兼総務係長	黒 川 和 広
議 事 係 長	松 尾 和 久
議 事 係 員	森 正 文

4. 地方自治法第121条により出席した者

市				長	樋	渡	啓	祐
副		市		長	古	賀		滋
副		市		長	大	田	芳	洋
教		育		長	庭	木	信	昌
総	務		部	長	大	庭	健	三
企	画		部	長	前	田	敏	美
市	民	環	境	部	藤	崎	勝	行
福	祉	保	健	部	中	原	正	敏
経	済		部	長	松	尾	茂	樹
建	設		部	長	大	石	隆	淳
山	内	支	所	長	田	代	裕	志
北	方	支	所	長	末	次	隆	裕
教	育		部	長	古	賀	堯	示
水	道		部	長	伊	藤	元	康
市	民	病	院	事	木	寺	甚	藏
総	務		課	長	古	賀	雅	章
財	政		課	長	森		基	治
企	画		課	長	宮	下	正	博

議 事 日 程 第 1 号

2月13日（火）10時開議

日程第1		会期の決定
日程第2		会議録署名議員の指名
日程第3		市長の提案事項に関する説明
日程第4	第163号議案	武雄市部設置条例の一部を改正する条例（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第5	第164号議案	財産の取得について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第6	第165号議案	平成18年度武雄市一般会計補正予算（第7回）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第7	報告第13号	専決処分の報告について（質疑）

開 会 10時

○議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。ただいまから平成19年2月武雄市議会臨時会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

市長から提出されました第163号議案から第165号議案まで3件の議案と報告第13号を一括上程いたします。

日程第1．会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期等に関し、議会運営委員会に諮問いたしておりましたので、これに対する議会運営委員長の答申を求めます。高木議会運営委員長

○議会運営委員長（高木佐一郎君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。平成19年2月武雄市議会臨時会の招集に基づきまして、議長から諮問がありましたので、本日、議会運営委員会を開き協議をいたしました。その結果について御報告申し上げます。

議長から諮問がありました事項は、第1．会期及び会期日程について、第2．付議事件の審議順序及び委員会付託の可否について、以上2項目でございます。

本臨時会において審議されます案件は、ただいま議長から上程になりました条例議案1件、事件決議議案1件、補正予算議案1件及び報告1件の計4件でございます。

ここで、条例議案第163号議案については、その性格上、今後議会の委員会構成等につい

て大きな影響を与えるものでございます。そういう意味で、審議についてはより慎重に、そして継続して審議をすべきではないかという意見もありましたけれども、審議順序についてはそれぞれの議案番号順に行って、いずれの議案も所管の委員会付託を省略して即決して差し支えない旨、意見の一致を見たところでございます。

以上のことから考えまして、会期は本日13日の1日間が適当である旨決定をいたしました。

以上で議長の諮問事項に対する答申を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

お諮りいたします。会期の決定につきましては、ただいまの議会運営委員長の答申のとおり、本日13日の1日間と決定いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日13日の1日間と決定いたしました。

日程第2．会議録署名議員の指名を行います。

武雄市議会会議規則第81条の規定に基づき、会議録署名議員に21番吉原議員、26番川原議員、29番黒岩議員、以上3名を指名いたします。

日程第3．市長の提案事項に関する説明を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

おはようございます。平成19年2月武雄市議会臨時会の開会に当たり、提案いたしました条例議案1件、事件決議議案1件及び補正予算議案1件について、私からその概要を御説明申し上げます。

「第163号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例」は、平成19年4月1日に組織機構改革を実施するため提案したものであります。この改革は、私が市長に就任以来、議会等において発言してまいりましたように、新たな行政課題に的確に対応する組織体制を確立するために、「営業部」そして「こども部」の新設・改編を行い、その他の部につきましても一部を見直すものであります。

まず、「営業部」であります。

「武雄を知ってもらって訪れたいまちづくり、そして住み続けたいまちづくり」を推進するためには四つ視点があります。

一つ、武雄の知名度向上に向けた広域的な宣伝活動、二つ目として、温泉を中心とした新たな観光プログラムの開発、三つ目として、特産品の開発による収益性の向上、四つ、企業誘致による新たな雇用の創出や定住促進など地域経済の活性化を図るため、これらの施策を一体的に取り組み、推進する組織として「営業部」をここに設置するものであります。

次に、「こども部」の設置であります。

こどもを取り巻く問題は社会全体の問題であるとの認識のもと、1、こどもに関する行政窓口の一元化、相談機能の充実、2、地域、家庭、保育所、学校等が一体となった知育、徳

育等に食育もあわせた取り組みなどを行うことにより、複雑で多岐にわたる問題に対処するものであります。

今後も、組織機構につきましては、時代に対応した組織体制を構築するとともに、合併効果の確実な実現に向けた行政組織の段階的な見直しを進めていきたいと考えております。

「第164号議案 財産の取得について」につきましては、武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、さきの市議会臨時会において購入予算の議決をいただきました武雄簡易保険保養センターの資産について財産の取得を行うため、議会の議決を求めるものであります。

また、「第165号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算（第7回）」につきましては、今回の組織機構改革に伴う経費を計上いたしております。

そのほか報告事項といたしまして、「専決処分の報告について」の報告をいたしております。

以上、提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明いたしました。詳細につきましては、御審議の際に補足をいたしたいと考えております。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

これより議案審議に入ります。

日程第4. 第163号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。前田企画部長

○前田企画部長〔登壇〕

おはようございます。それでは、第163号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

この議案は、平成19年度における組織機構の見直しに伴い、条例を改正するものでございます。

別添参考資料、新旧対照条文を御参照いただきたいと思います。

それから、例規集につきましては第1巻、1,001ページでございます。

第1条につきましては、市長の権限に属する事務を分掌させる部の設置について、現行の総務部、企画部、市民環境部、福祉保健部、経済部、建設部を、今回の見直しにより、総務部、企画部、営業部、くらし部、こども部、まちづくり部に改めるものでございます。

それから、第2条につきましては、部の分掌する事務について規定しておりますが、主な改正点について御説明を申し上げます。

まず、総務部につきましては、総務課、広報課、財政課、税務課の4課で構成するものでございます。

分掌事務につきましては、現行の総務部の分掌事務に、現在の市民環境部、税務課を総務

部に編入することに伴い、第7号として市税に関することを追加いたしております。

次に、企画部でございますが、企画課、行政改革課、市民協働課、男女参画課の4課で構成するものでございます。

分掌事務につきましては、第1号の規定について、市政の総合計画及び総合調整に関することに改めております。

それから、市民協働課を設置することに伴い、第2号として市民協働に関することを規定しております。

次に、営業部でございます。

現行の経済部と企画課政策推進係を統合して設置するものでございまして、戦略課、観光課、農林商工課、競輪課の4課で構成するものでございます。

分掌事務につきましては、現行の経済部の分掌事務に、戦略課にかかわる分掌事務として地域経済活性化に関することを第1号として追加規定しております。

次に、くらし部でございます。

現行の福祉保健部と市民環境部の市民課を統合し、福祉課、健康課、市民課の3課で構成するものでございます。

分掌事務につきましては、現行の福祉保健部の分掌事務に、市民課にかかわる事務であります戸籍住民基本台帳に関することを第5号として追加規定しております。

次に、こども部でございます。

子供を取り巻く環境問題に対応するとともに、子供にかかわる窓口の一元化を図るため新設するもので、未来課、支援課、食育課の3課で構成するものでございます。

分掌事務につきましては、第1号、子育てに関すること、第2号、青少年に関すること、第3号、食育に関することと規定をしております。

次に、まちづくり部でございますが、現行の建設部と市民環境部の環境課を統合し、建設課、都市計画課、環境課、下水道課の4課で構成するものでございます。

分掌事務につきましては、現行の建設部の分掌事務に、環境課にかかわる事務でございます、第4号として環境衛生に関すること、それから第5号として廃棄物に関することを追加規定しております。

それから、この条例の施行日でございますが、平成19年4月1日から施行することといたしております。

また、附則の第2項から第6項までに規定しております武雄市固定資産評価員の設置に関する条例の一部改正外4件の条例改正につきましては、今回の組織見直し、部、課の名称の変更に伴いまして所要の改正を行うものでございます。

以上、第163号議案の補足説明といたします。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。
○議長（杉原豊喜君）

第163号議案に対する質疑を開始いたします。質疑の通告があります。

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。提案されております第163号議案について、幾つか市長の見解をお伺いしておきたいと思います。

最初にお伺いしたいのは、我々議会がこの機構改革の全貌を知ったのは1月31日の臨時会後の全協でありました。そこで聞いたのは、きょう2月13日の臨時議会でこれを審議して通していただきたいという市長の見解を聞いたわけですが、11年前に武雄市がそれまで課を中心にした組織機構に対して部制を導入しようというのが11年前だったかと思います。その当時は3月議会でいろいろ方向性といいますか、そして6月議会に提案されて決裁区分の改定だとか、いろいろ条例改定等々も伴いますので、議会の方でこれにどう対応していくのかと、常任委員会の編成等々含めて6月議会ではこれが継続になり、そして8月の臨時議会でこれが通ると。足かけ5カ月ぐらいかけて機構改革と議会の審議のあり方など含めて論議をしてきたところであります。いわば執行部が提案した内容と議会が同時進行で機構改革については検討してきたという経緯があります。新しい部の設置が今度提案されたわけですが、それ以来の大きな機構改革だろうというふうに考えるんです。

そこで、市長にお伺いしたいのは、執行部が提案権はありますので、この機構改革に伴って予算が提出される。そうしますと議会の側では、どこが所管なのかということなども含めて常任委員会の構成等々が伴うわけですが、そういう意味では議会への提案、最初の説明、そして提案、2週間ですよね。議会の方としましては正式にこれを論議するというのは、正式な期間としてはきょう1日であります。議会運営委員会でも意見を述べましたが、議会としても大いに時間をかけて論議する必要があるのではないかと。住民への徹底、周知の仕方、市職員の意識の改革等々も伴うでしょう。全体に対する奉仕者という観点からすると、どう住民サービスを維持し向上させていくのかということも機構改革に伴うわけですから、そういう点では時間をかけてほしいということも提案したところでありますけれども、市長としては、これ議会での当然審議しなければならない手順があるわけですが、そういうこともどういうふうに踏まえてきょうの臨時議会にかけられたのかですね、市長の見解をまず最初にお伺いしたいというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

平野議員にお答えをいたします。

今回の組織改革は、まず課制から部制に持っていくその11年前と比べると、その規模、あるいは思想の転換等々と比べると、今回の組織機構改革というのは、私自身は組織の一部改

正だというふうに思っております。すなわち、今まであった権限が円であるとするならば、この権限がどこか1個膨らんでいるのではなくて、この円の中のパイの切り分けの部分を変えた。そういう意味で、先ほど部長から説明があったように、ここのA部の所管が例えばB部に行ったとか、そういうふうな異動だというふうに一部考えております。その上で今回の組織機構改革については、私としては1月31日に提案をし、今般臨むまでに公式、非公式にいろんな議員からのお尋ね等々が私自身にも直接ありましたし、恐らく事務方にもあったかと思います。そういう意味での時間は我々としてはとったつもりであります。そしたら、なぜ半年かけないかということでもありますけれども、これについては、私としては合併して新武雄市制になって1年たった時点で切りかえたいというふうに政治的に思っておって、その段階で今出すのが私はベストの選択肢だというふうに考えて今般提案をしたところであります。もとより施行は4月1日と考えておりますので、御議決を賜った後はきちんと周知期間をとって懇切丁寧な説明会、そして広報等に心がけていきたいというふうに考えております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

半年をかけてという意味で時期設定したわけではありません。前はそういう、もちろん条例の改定の中身はたくさんありましたからね。決裁区分どうするのかということもありましたし、それだけ必然的に時間求められてきたんでしょう。今回そういう半年もかけてというふうには考えておりません。ただ、議会と執行部が同時進行でというのは、公式、非公式には市長と話される時間はあったんでしょうけれども、議会との集団で論議をしてこそ提案された議案の中身を十分認識することができるんですね。いろんな角度から論議をしていく、それが議会の論議のあり方だろうというふうに思うんです。個別にはいろいろ研究したり、よその事例を研究したり、そういうことは当然議員の個人の責任としてあるでしょう。しかし、提案された内容を賛成の立場から、反対の立場から、あるいは今後さらに認識を深めていこうと、住民とのサービスの関係はどうなっていくんだろうかという、そういった集団の中での論議のあり方、その保障はどう考えておられるのかというのをさきに聞いたわけであります。

そこで、中身の問題で質問していきますけれども、2003年に成立した地方自治法の改正、それまでの規定、158条に関しては全面的に改定されております。そこで、どういうふうにこれが変わったのかということなんですけれども、通告に出してございましたけれども、今回提案されている組織機構の見直し案について、市町村の部課の設置に関する規定、これが変わったわけですが、それまで都道府県段階では局は幾つにすべきだ、部は幾つにすべきだという数が決まってきましたですね。それは取っ払ったと。市町村段階では条例に基づいて部を

設置することができる。

そこで、変わった内容の中に、改正前は、市町村は条例で必要な部署を設けることができると、これが市町村の部課の設置に関する中に内部組織に変わったと。この内部組織というのが、改めて地方自治法に変わったというその中身を市長の方から答弁いただきたいと思います。

さらに、改正前は地方公共団体が事務を処理するに当たって、住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない、これは法第2条第14項に決められております。地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努め、他の地方公共団体に協力を求めて規模の適正化を図らなければならない、これが15条だということであります。この趣旨に適合し、市町村は、他の市町村の部課の組織との間に権衡を失しないように努めなければならない、こういうふうに改正前、改正後変わってきたわけですね。

そこで、市長の認識をお伺いしたいんでありますけれども、地方組織の効率性、運営の合理化というのは当然、歴史とともに変わっていくし、求められてくる内容がありますので、努力していかなければならないことでもありますけれども、他の市町村との協力を求める。それから、他の市町村の部課の組織との間に権衡を失しないように、なかなか難しいこの権衡とは権利の「権」に均衡を保つの「衡」、どういうことなのかなということでも十分理解できておりませんけれども、いわばお互いの権利を尊重して、そして不公正なことがないようにということだろうというふうに自分で解釈しておりますけれども、そういう市長が言う地域間の競争という問題は、民間ではわかるんです。同じ温泉地として嬉野、あるいは武雄、それぞれ民間が努力をして全国に情報を発信していく、たくさんお客さんに来てもらうようにする、これは民間の努力の中には地域間の競争というのはあり得るでしょうけれども、地方自治体の中で提案されている理由の中にそれがあるんですけれども、他の市町村との間に権衡を失しないようにと。あるいは協力し合ってと。2003年といえば、この地方自治法の改正に伴って市町村合併がかなり進んでいったと思うんですね。そのころ市長は総務省におられたのかもわかりませんが、そういう意味では、この改正前と改正後の特徴といいますか、それと今回の機構改革との関係について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

前田企画部長

○前田企画部長〔登壇〕

お答えしたいと思います。私の方からは、自治法の改正の分について答弁をしたいと思います。

先ほど言われましたように、平成15年に地方自治法が一部改正になっております。その中身についてでございますが、その段階では、先ほどありましたように都道府県の部、局の数についての制限が撤廃をされたということで、市町村につきましては実質的な変化はないと

ということで理解をしています。その中で、これは総務省の自治行政局長の通知の中に、地方公共団体の内部組織の編成については、その事務及び運営が簡素かつ効率的なものになるよう十分配慮しなければならないということと、それからもう一つは、社会情勢の変化に対応した新たな行政課題、あるいは住民の多様なニーズに即応した施策を総合的かつ機能的に展開するような見直しを行うことということで、そういうことでありますと、今回の見直しについてもこの趣旨に沿って見直しがあっているということで理解をしております。

それから、先ほど改正前の中に、これは158条の7号にありますが、他の市町村の部課の組織との権衡を失しないようにということでございますが、これは改正におきまして削除になっております。その中で先ほどお尋ねがありました、他の地方公共団体に協力を求めてということでございますが、この点については今やっております広域行政の取り組み、あるいは市町村合併、そこら辺について市町村との協力関係ということで理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私は、国はもう混乱していると思いますね。なぜならば、地方自治法で国の継続的な基盤を求めつつ、片一方で地方分権一括法ではどんどん競争しなさいと言ひよんさっわけですね。「どっちですか」て。多分どっちもあると思います。これからの法の枠組みから言うたら、競争しつつ協調せんばいかんこともあるわけですね。だから、そういう意味では国は多分論理矛盾は起こしとらんというふうになります。ただ、受け手の法を施行する我々からすれば、どっちば向いてよかかわからんというときは正直言っております。それは我々の自治体の使いようだというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

市長にお尋ねします。

1月31日の全員協議会の中で質問いたしました、機構改革の見直しについて地域間競争に打ち勝つ、この言葉が2カ所ありました。今先ほど市長、おもしろい答弁といいますか、言われました。国が混乱していると。それは受け手の側の認識でといいますか、私は受けたんですけど、市長の認識の頭が、政治姿勢がこの競争の論理を自治体の中に先鞭としてといいますか、大いに競い合うというよりも、いわゆる地域間競争に打ち勝つというのは、地域間競争という言葉の意味に対して、いわゆる相手があるわけですから、その相手とは何でしょうか。そしてまた、その相手に対して打ち勝つということは勝利をする、いわゆる勝ち負け

を決着つけるという私は意味に受け取りました。ですから、地域間競争に打ち勝つということの意味は、市長の考えておられるその意味することについて御答弁を求めたいと思います。

それと、もう1点ですが、支所機能の見直しについてですが、市民サービスの低下を招くことがないように支所機能を見直すと述べられておられますが、内容はどのように、人員も含めてどのようになっていくのか、これに対する見解もお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

前田企画部長

○前田企画部長〔登壇〕

私の方から、支所の考え方について説明をしたいと思います。

今回の支所につきましては、北方、山内支所でございますが、課の数については従前の6課から3課になっております。今回の職員数の見込みでございますが、今の段階で、数については今、総務課の方で調整をしておりますけれども、合併時に全体的には将来100人程度の規模を削減するというふうな合併での確認がありますけれども、今現在、定員の適正化計画につきまして総務課の方で調整をしております。その中で、本庁、支所を含めた全体的な職員のあり方について詰めていくということになっておりまして、4月の人事の段階ではその数字がはっきりすると思いますが、今現在では支所を何名ということは持ち合わせておりません。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私の方から、地域間競争に打ち勝つという意味いかんという質問にお答えしたいと思います。

まず、その地域間競争と言った場合に、私は武雄市と人口、あるいはまちの向く方向性等々が似たようなところ、これについて私は明確な競争相手だというふうに思っております。例えば、熊本で言うと黒川温泉がそうかもしれませんし、東北で言うと滝沢村とか、あるいは四国で言うと馬路村、こういったところが私は地域間競争の明確な相手方だというふうに考えております。その上で、まさかそいけん東京に打ち勝とうとかそういったことは一切考えておりませんので御安心いただければと思います。

それと、打ち勝つという意味です。これについては行政的に言うと、税収が近隣の市町村で、自主財源です、これをどれぐらい武雄がふやすことができるか。それともう一つ、武雄は観光都市でありますので、交流人口、あるいは定住人口、これは逃げない定住人口も含めてそうです。今どんどんやっぱり武雄から離れていきよんさっですね。それをいかに食いとどめるかという意味での人口、それが近隣の市町村と比べてどういうふうに変化をしていく

かと。例えて言うと、隣の市が5%税収とか人口が減ったときに武雄が1%しか減らんやっ
たと、あるいはちょっとふえたと、これは明確に勝ったというふうに考えております。も
とよりこれは武雄だけで勝負しても勝負にならん可能性がありますので、今、市長会では非常
に首長同士仲がいいです。そして、議長会でも杉原議長に音頭をとってもらって非常にいい
雰囲気であります。そういう意味で近隣の市町村とうまく組んで、例えば東北であるとか、
北海道であるとか、そういったところと勝負をしたいというふうに考えております。目指す
ところは北海道の富良野であります。ここに勝つことが私の与えられた役割だというふうに
考えております。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

私は、この地域間競争に打ち勝つというのは、1月31日にも文書から削除してほしいと申
し述べました。やはり市長が好きな言葉で言われている、市民みんな一緒にぬくもりのある
武雄市をという表題とこの地域間競争というのは、私は矛盾するのではないかと考えます。
もっと適切な表現が武雄市にふさわしいのではないかということを申し述べておきたいと思
います。

支所機能の職員の定員適正化計画について、ちょっと詳細に今わかりませんが、100名の
定員の減を言われておりますが、この間、合併を境にして約50名近い人たちが退職をされて
いるのではないかと思います。そういう意味で、この100人という言葉がひとり歩きしてい
るんじゃないかと思いますが、この定員適正化計画は合併前も含めましてあるのではないかと
と思いますが、その辺のいきさつと、この100人という減の問題について、詳細について御
答弁を求めたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

確かに江原議員おっしゃいましたように、ここ2年間といいますか、合併後の中で約50名
程度退職をされております。ただ、この合併協議の中で100名というのを一応推計されてお
りますけれども、これは向こう10年間を見渡す中で当然年齢的に積算ができたわけですが
けれども、そういった退職される方と補充をどうするかということの中で100名という数字が出
されたんじゃないかと思いますが、そういう中で若干早目に退職された数字が出てい
るという現実がございます。

もう一つの御質問の定員適正化計画でございますけれども、これにつきましては行政改革

大綱が現在策定をされております。その中で合わせましてこの定員適正化計画も策定を進めておりますので、この定員適正化計画については今後策定に合わせながら御報告をさせていただきたいというように思っております。

○議長（杉原豊喜君）

6 番宮本議員

○6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

質問させていただきます。

機構改革については、もちろん私も機構改革は部長制をとったときも一番正しい形はないから絶えず変えていかなくてはいけないということを申されたし、私も思っております、機構改革自体はすばらしいことかなというふうに思っています。

今回の機構改革については、先ほど平野議員が言われましたように、時間的に十分に市民が考える、議員が考える時間がないのかなということを危惧しております。

そこで、変えるに当たっては、どのように変えていくかということがあると思うんですけれども、以前、部長制のときには東北の方にも視察に行きました。そのときに過密に視察に行ったということで、今でも4カ所も行ったとか言われておりますけれども、それも部長制を見に行ったんですけれども、それは部長制をつくったところを4カ所立て続けに見に行っただ。そして、もう一方で2人助役制にして部長を全部やめた、いろんな効率の仕方のところを見に行ったわけです。

そこで今回、この機構を改革して、結局その方法は部長制をつくったところと部長制をやめたところと形は全然違うんですけれども、目的は同じところだったわけですね。効率化なりサービスの向上だったということになるわけなんですけれども、それで今回この機構改革によって、市長は具体的に大体いつごろまでにこういう成果が上がるんじゃないか、その辺の機構をいじった、単なる機構いじりにならないその成果というものをいつごろどのように考えてあるのかが一番大切かと思っておりますので、その辺に対する市長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

前田企画部長

○前田企画部長〔登壇〕

お答えをしたいと思います。

今回の機構改革についての成果をいつぐらいまでにどういう形で出すのかという質問でございしますが、なかなか難しい質問でございまして、まずは今回の改革につきましては、昨年市長が就任されて議会のたびに申しておりました、まずは武雄のブランド、武雄の地名をいかに全国に知らせるかという点、それから子供についての対策、それに絡んで食育の問題、それともう一つは、今全国的に言われております市民と一緒にまちづくりというこの

4点を今回の機構改革の目玉といいますか、主な改正点としても上げておまして、新しい組織ができますと、それぞれの部、課の中において、この成果を十分に発揮できるように職員と一生懸命やっていきたいということで考えておりますので、いつの時点でどのくらいの成果というのは、ここではちょっと言える段階ではないということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

私は、市長の方から、数字で何人が何人、入湯税が何倍とか、そういうところまでとは言わないですけども、こういう時点でこういうふうな市民からのやっぱりよかったと言われる声が出たり、この辺で定着するだろうということはちょっと答えていただきたかったなというふうに思います。

そして、具体的に言えば、この機構を見たときに課が31にふえているのはどうかなあというふうに、普通は減っていくのにふえているのはどうかなあというふうな部分もちょっと気にはなるんですけども、それは支所が12から6に減ったということでトータル的に減っているのかなというふうにも思えるわけです。

そこで、特に市民の方ですかね、一部区長さんとかそういう詳しいことを知っておられる方はこの機構改革のことについて知っておられて、いやあ、ちょっと戦略課はどうかなあと、こう私にも道を歩いているときに言われたんですけども、戦略課はどうかなあという意味合いの根源にあるところは、ちょっと暴力的というか、そこまでぎすぎすせずにやって、どっちかといえばきんしゃい課とか、がばいきんしゃい課のごたっ方が、何か心を武雄市のおいでなせという、そういう気持ちが出るんじゃないかなと思うんですけども、そこをちょっと何か暴力的な、例えば市民にかかってきても、お父さん、きょう戦略課から電話のあったばってんがて。戦略課で何やというて、ちょっとその辺も何かお迎えしようというか、何か相手を排除して自分がつかみ取ろうというふうなですね、観光に似つかわしくないような感じがするわけですよ。その点について1点、皆さんが思うことですので、市長の考えをお聞きしたいということと、もう一つは、こども部の未来課と支援課についてですね、未来課が何をして、例えば、子供クラブの話なんかをしてもらいたいと。そいぎ支援課なのか未来課なのか、その辺がちょっとよくわかりませんよね。そいけん、前の機構改革のときも、名は体をあらわすじゃないですけども、できるだけわかりやすい名前をつけて市民の方にも利用しやすくしましょうというふうなこともあったと思うわけです。

そこで、この未来課がどういうふうなつくりになっているかというのをこの資料で見ますと、2ページの方には、支所については係まで書いてあるからわかるんですよ。だから、結局、子供クラブのことについては、くらし課の窓口係にやっぱり言わんといかんかなあと。窓口係もおかしいけどなあと。その辺もちょっとおかしいなあとということで、でも支所につ

いては書いてあるわけですよ。ただ、本所についての未来課にどういう係が、子供クラブ係があるのか、その辺がはっきりこれには示してないんですよ。だから、何でそこを支所だけ示して、一番大切な本所の方の未来課なり戦略課の係が示してないのかなと、その点についてちょっとお聞きしたいと思います。

整理して言いますと、戦略課というそういう暴力的な名前じゃなくて、お迎えするようなきんしゃい課みたいなことでよくはないだろうかと。職員を鼓舞するためにこういうふうにしてあるかもしれませんが、それは内部の話ですから、これは外部に出る話だから、そういう優しいお迎えする課での名称がよくないかということで、何で戦略課にあえてしなくてはいけないかということと、そういう未来課、支援課、戦略課などの係についてはなぜ示してないのかについてお聞きします。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

再三の御指名でありますので、私から答弁したいと思います。

まず、戦略課です。戦略課については、私も道ば歩きよったぎ、あっ、市長さん、よか名前でもよかったですねと。だから、それは見方、受け取りようでいろんな見方があります。100%オーケーというのは、佐賀のがばいばあちゃん課でもいろんな批判を浴びましたので、それはどういう思いでつけているかということをご勘案していただきたいと思います。すなわち、今回の戦略課というのは、何をするかです。武雄が今後地域間競争に生き残る、あるいは打ち勝つためにどういうふうな手順を組むかといったことは、これは戦略以外何物でもなかわけですね。私は、戦略という言葉には、暴力的な言葉というのは実は考えておりません。その上で、もし仮に戦略課ということがそういう意味合いを含むものであれば、これが自衛隊戦略課といえればそうかもしれん。しかし、営業部戦略課なんですね。営業には戦略はつきものだというふうに考えております。その上で暴力的かどうかという考え方をすれば、今私の目の前には30人の議員さんがおられます。非常に柔和な顔をされておりますし、私も柔和な顔をしております。そういう意味で、おもてなしの心、気持ちというのは我々執行部と皆様方議会とが一致団結して求めるべきものであって、そこに、きんさった課とか、意味わからんですね。そういう意味で、ちょっと次元が違う話かなというふうに考えております。

○議長（杉原豊喜君）

前田企画部長

○前田企画部長〔登壇〕

私の方から、こども部の中身について若干答弁をさせていただきたいと思います。

こども部の課につきましては、先ほど補足説明で言いましたように、未来課と、それから

支援課、食育課の三つの課を設置するということで、これもこども部未来課、こども部支援課ということで、先ほどの戦略課と同じ形で今後は部、課と一緒に売り込んでいくということ考えています。

その中で未来課でございますが、これについては就学前、それから就学後、ここを基本的に分けた格好で、未来課につきましては、その中で未来係を就学前、就学後につきましては健全育成係と、係で分けをしていきたいというふうに考えています。就学前、乳幼児の健診とか、あるいは保育所、幼稚園、そこら辺についてを未来係と、それから就学後の放課後児童クラブとか、あるいはトムソーヤプロジェクトとか、そういうのを健全育成係でやっていくということ考えています。

それから、こども部の支援課でございますけれども、これについては子供にかかわる全般的な相談の窓口機能をここに持たせたいということ考えています。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

私は、この議案を見ていて、戦略課について、やっぱり議会の中にもいろいろ考えがあるんだなということを私感じたわけですが、現実問題として、戦略というのはけんかするのためのものじゃないんですよ。戦わずして勝つための方法、その戦略です。（発言する者あり）いや、それは頭の使い方ですよ。いや、私が言うのは、結局、武雄の武雄ですよ、みんな武士だから戦うという感覚を持っていますけど、本当の語源はほこをとどめるということですから、戦わないということが武雄の語源なんですよ。そういうことから考えましても、私は戦略課というのは、諸葛孔明じゃないですけども、本当に武雄がどういうふうにしてやっていくかということについて、基本的な戦略というのですか、いわゆる考え方を練るところというふうな、これは全国的に有名な立派な課じゃないかと、こう思います。ただ、問題は、それをどう運用するかの問題がありますから、それについての考え方を2点ほどお尋ねしたいと思います。

まず一つは、観光課ですけども、今までは私も何回かせっきくの温泉地でありながら、温泉というのを前面に打ち出した課の名前はできんかということをいろいろと何らかの機会に申し上げたことがございました。ところが、商工がありまして、商工課がある、それから農林があります。そうすると温泉だけを突出させるのはいかがかといういろいろ論議があって、温泉課というのがなかったわけですよ。ですけども、ここで観光課が、いわゆる農林の方は商工は農林と一緒に一つをいわばトータル的な考え方が出されたから、ここでやっぱり思い切って、せっきく観光課をつくるならば観光温泉課でもいいですよ。温泉観光課でもいいから、そういうところの、せっきく名は体をあらわすならば、そこまでの配慮を

してもらえば、もっと輝くような機構改革になったんじゃないかという気がします。

それからもう一つ、文化・学習課の件ですね。本当に今まで生涯学習課というのを前面に出して、非常に武雄は生涯学習活動では全国的に評価されるところで、いろんな視察まで来ています。それはいいことだと思いますから、あえて私も学習という名前を外すことを云々はしませんけれども、せっかくであれば、今先ほど質問でもありましたけれども、機構改革というと、何か課を減らすことばかりを頭に皆さんあんさっですよ。機構改革というのはふやしていいとですよ。いいものはどんどんどんどんふやしていく、そういう考え方もあるんじゃないかと思います。そうすると、ほかの課をずっと見ると、必ずふえていますから、せっかくなら文化課と生涯学習課と並べて、課長が2人おらんでいいわけですよ。1人が兼務したってやれるんじゃないかと。要するに名は体をあらわすならば、そういう考え方もあるんじゃないかと。しかし、まずは文化というものを前面に押し出して、そういう形で武雄のあるべきいわば文化を誇る武雄という考え方、そういうものを打ち出してもらったことは、私は一歩前進だと評価をするわけです。

ただ、これは討論の場ではございませんので、あえて賛成討論みたいを考えられては困りますけれども、問題は戦略課とかそういうふうなものの進め方については、そういう意味では、これはあくまでも執行部が行政の裁量権でこういう形で進めたいということであれば、お手並みを拝見しましょうと。同時に、いわばいつまでという質問があったけれど、これは任期中に絶対仕上げてもらえばいいんじゃないかと、私はそういう意味での考え方と思います。ただ、その運営の仕方については、いろんなやっぱり次元の考え方の違いがありますので、率直にやっぱり意見を申し上げて、少しでも前向きに市民全体のためになるようにするための改革であれば、やはりこれはそういう形でいいんじゃないかという考えです。

ただ、1点だけつけ加えさせていただきますけれども、問題は（発言する者あり）質問をしますよ。問題はこの支援課、こども部の中で問題があるのは、今、幼保一元とか幼稚園と保育所の一体化の問題とか、いわゆるそういう問題が出てまいります。そうなったとき、所管が随分違うわけですね。教育委員会の所管とそれから国の縦の政治のルートの中で、いわゆる厚生労働省の考え方と、それから文部科学省の考え方といろいろあるわけですよ。そういう点でのそこらの問題点はどこにあるかと。そういう取り組み方はどうかと。要するに縦の政治の段階がどういうふう考えられて、それを検討されているかと、その点をお尋ねしておきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

前半の御質問は私が答えたいと思います。

これ武雄温泉課にするかしないかというのは正直言って悩みました。あるいは温泉課にす

るかしないかというのもあわせて深く悩んだところであります。しかし、佐賀のがばいばあちゃん課もそうであったように、武雄が今トータルとして売り出していったときに、果たして温泉だけ入れていいのかどうか、そういう意味で私は観光課を商工から切り離して一つ大きく置いたところであって、確かに、でも温泉で入れたいなというふうに思っておりますので、係の名称にそれは入れたいなというふうに今考えております。そういう意味で、それが併任になるか単独になるかは別にして、やはり武雄が山内にも黒髪温泉があります。あるいは北方にも七彩の湯等々があります。それともう一つは、最近、奥武雄温泉というの出てきたですね。川登は何か奥武雄温泉と言うらしかですね。びっくりしたですよ。雑誌にそがんやって載っておるわけですね。そういう意味で温泉というのがある意味狭い意味での楼門、あるいは保養村だけだった温泉がそういうふうに今民間の力でどんどん広がりがあるということに関しては、私は議員と認識が一緒ですので、今回の課はともかくとして、係の名称にぜひ入れたいなというふうに思っております。

それと文化、それと生涯学習課の話が出ました。これも実は悩んだところであります。しかし、これはちょっと考え方の相違になるかもしれませんが、なるべく課はやっぱり、いろんな課はふやしたくなかったというふうに、あんまりふやすぎ縦割りになってしまうとですね。同じ課長が兼任しても、ひょっとすぎ、私も経験がありますけれども、また裂き状態になります。そういう意味で課をふやさんで、ある程度大きくくりにしたと。だから、そういう意味で係をきちんと分け分けして、課、部でなるべく縦割りの現象が起きないように、今回は企画部中心に配慮をしてもらったところであります。

私からは以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

前田企画部長

○前田企画部長〔登壇〕

先ほど、こども部を設置することによりまして、いわゆる教育委員会部局でやる分、それから市長部局でやる分、そこら辺の調整が必要になってきます。これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのがありまして、この中で教育委員会の職務の権限というのが19項目ほど掲げてあります。その中で今回のこども部の設置によりまして、市長部局の方に任せる分が出てきますので、これについては地方自治法の180条の7の中で教育委員会とそれから市長とが協議をしてやるという項目がございますので、今後、実施までの中で協議を行いまして、それぞれの分野での調整をやっていきたいということで、最終的には協議書をつくりまして、規定の中で定めていくということになります。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

先ほど部長の権限関係にのっとって、大枠の考え方の整理はこうに考えております。一つは、私は庭木教育長初め教育委員会を信頼する立場にあります。非常によくやってもらっております。その上で教育の中身、子供の気持ち、ハート、この部分については教育委員会に今まで以上のお働きを願いたいというふうに市長として考えております。その上で、本来なら教育委員会がこれせんばいかんとねという話、例えば、親との対応であったりとか、あるいは登下校のセキュリティーの問題とか、これは教育委員会に今まで全国的に比べて余りにも多くかぶせていたものがあると思います。これについては教育の心の問題とは切り離して考えて、極力これは私のところのこども部で対応をするのが恐らく現実的にはいいのではないかというふうに考えております。

2点目です。今まで、ともすればはじめの問題等々で、教育委員会が、私から見れば全国的に見て孤立する立場にあったというふうに考えております。そういう意味で、違う目線から、視点から教育委員会をサポートするという視点、これがこども部にあると思います。

最後3点目です。厚生労働省と文科省がつまらん権限争いばかりやっております。私のところにもこども部をつくると言ったときに抗議がありました。そういう意味で、何ば言いよっですかって言うたぎんた、電話をがちゃんと切られましたけれども、そうではなくて、やはり教育委員会と例えば幼保の一元化をとった場合でもばらばら分かれておるわけですね。これはある意味、時代を先取りして、先ほどの法にのっとる枠組みの中ではありますけれども、基本的には幼保一元化の関係についてもこども部が受け持つべきだというふうに考えております。その中で私は、最初に戻りますけれども、教育委員会は子供たちの教育、すなわち心の問題、こども部は子供に関するそれ以外の問題、そして教育委員会のサポートというふうに観念をしております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第163号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第163号議案に対する討論を開始いたします。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

提案されております第163号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例については反

対であります。その立場から討論いたします。

その主たる理由は、営業部の設置、これが住民福祉の機関としての自治体の役割からして果たして妥当なものであるかどうかという点であります。営業とは、改めて言うまでもありませんけれども、利益を得るために事業を行うことであります。ここで言う利益とは、恐らく市長の頭の中には税収増等々があられるんだろうと思います。そのことを通じて財政力を強化していきたい、そう答弁でもあっておりました。その財政をどういう分野に使うかというのが地方自治体の役割として出てくるわけでありますけれども、この間の市長の提案や施策の中で見てみますと、観光産業の強化であり、企業誘致のためのインフラ整備、整備新幹線の促進はその機構改革の中に述べられております。そういうことが顕著な考えだと思っておりますけれども、あるいはさきのテレビドラマの誘致もその流れの一つだと。武雄を売り込むということについては考えられるところであります。

これらの費用対効果、あるいは地域経済の波及効果、これは今すぐ検証されているわけはありませんけれども、今後にまつ課題だろうというふうに考えておりますけれども、武雄第2工業団地の開発の具体化、これは予算が計上されました。既に調査費等々で計上されております。企業誘致のための経済特区の指定、これは前市長時代に県の認定も受けております。中身は改めて説明するまでもありませんけれども、工業用水の使用料の無料化、あるいは5年間の固定資産税の免除、さらに5年間の減免、5免5減という内容ですね。あるいは緑化整備事業を行うならば25,000千円を上限として企業に奨励金を出そうと、この三つすべてを選択するわけにはいきませんが、企業としては、いずれもこういう内容の経済特区が既に佐賀市と武雄市、それぞれ違いますけれども、指定されております。これもインフラ整備の一つだろうというふうに考えております。

提案されている組織機構の見直しの中で、今論議になりました営業部の中の戦略課、これはどう市長が言い繕おうと、言葉としてはまさに軍事用語であります。これを地方自治体がその中に戦略課と置くのが果たして妥当かどうかと。市民の理解を得られるかどうかと。これは例としましては、武雄市で徴収課というのが設置されました。長くは続きませんでした。まさに上意下達、あるいは納税者が主人公という立場から見ると、徴収課というのは余りにも露骨過ぎる、こういう検討もなされて現在、収納対策係に変わっているところであります。したがって、この戦略課については大いに検討していただきたいという点もあえて指摘をしておきたいと思います。

新幹線整備促進、あるいは新企業創出支援等の企画が営業部の中には具体化されております。これらの営業部戦略課の設置が一方の目玉であるとすれば、これは自治体そのものの変質につながりかねないと危惧するものであります。第一に住民の福祉と暮らしを守るという自治体本来の仕事、住民福祉の機関としての存在意義、これが薄められていくのではないかと。もちろん武雄市を宣伝していく、観光客がふえる、そのことに反対するものではありません。

せん。しかし、しっかりと軸足をどこに置くのかと、これは地方自治体の本旨にも書いてあるように、あくまでもそこに住んでいる人たち、本当に武雄に住んでいてよかったと、生まれてよかったと、そこに軸足を置いた上でのいろんな行政の具体化、そのことが求められているんじゃないかと。

さらに、官から民へのかけ声でこれまで進められてきたのが杵島向陽園、老人ホームの民間への売却、公立保育所の民営化、これはこれまでも、あるいはこれから進められようとしております。行財政の効率的な運営は当然追求されるべきものでありますけれども、効率の名のもとに福祉や教育などこういう公共性の高い行政サービス、この責任というのは断固として守り抜くのが地方自治体の本来の仕事だと考えるものであります。

これまで65歳以上の住民税非課税廃止、このことにまた介護保険料の独自の値上げ、佐賀県一になりましたけれども、これに加えて負担増が相次いでおります。国民健康保険税の値上げも今準備されております。障害者自立支援法が果たして支援法になっているかどうかと。佐賀県も新しい予算の中で県独自の助成、これを具体化しようとしておりますけれども、そういう国の、住民の暮らしや営業、地方自治体の財政困難をもたらす、こういうことに対してしっかりと防波堤の役割を果たすのが市長を初めとした地方自治体の役割だと考えるものであります。

住民と滞在者の健康と安全を守り、福祉の向上を図るとした地方自治体の本来の仕事が、今回市長が提案した組織機構の見直しによって現実的には従事させられるのではなくて、むしろそういう先ほど指摘しましたように、自治体本来の仕事が変質させられていくんじゃないかと、そう危惧するものであります。

以上のことを指摘して、今回の提案である武雄市部設置条例の改正案件については反対の立場であります。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

25番牟田議員

○25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

当議案に対して、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

前半の分は谷口議員がここで先ほど言われた部分に全く同感で、その分も賛成討論に含めたいと思っております。

先ほど問題になっている競争とか戦略という言葉がありますけれども、今まで自治体に欠けていたものは何かと、それは多分競争とか戦略、そういうのが自治体に欠けていたんじゃないかと思います。例えば、今、市役所があります。これに第1市役所、第2市役所とあって別々だったらどうなのか。みんなサービスがいい方、福祉がいい方に移ります。そしたら、もう一つは頑張らなきゃいかん、そういうのが競争であります。今まで競争というものが欠

けていたと。そして地域間競争という言葉がありましたけれども、地域間競争は、私はもう逆に都市間競争と言って差し支えないぐらい頑張っていたきたいと思います。武雄が頑張れば、この近隣地帯も頑張る。武雄は頑張るよんさんのうと。今実際、新聞等々で武雄がにぎわせておりますけれども、それをいつも皆さん方も他の自治体の議員から、そして他の自治体の方から武雄は頑張るよんのうと、武雄はいろいろあいよんのうと。うちところも頑張らんばと、こういうふうな効果につながります。するとそれはやっぱり県全体のレベルアップになると思います。今まで自治体には競争という言葉が無縁だったのを、それをあえて取り入れて、そして先ほど反対の討論の中で、自治体の変質につながりかねないという言葉が使われました。私は逆に自治体の変質につながりかねないどころか、変えていかなきゃいけない、そういう中での今度の機構改革だと思っております。

話の中にありました中身が大切と。その機構改革の各部、各課、そういうソフト事業につながる今度は機構改革だと思い、そしてこれを皆様方に賛同していただきたく思い、賛成討論とさせていただきます。皆さん御同意よろしくお願いいたします。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

私語を慎んでください。

討論をとどめます。

採決いたします。本案は起立により採決を行います。

第163号議案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第163号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第5. 第164号議案 財産の取得についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾経済部長

○松尾経済部長〔登壇〕

第164号議案 財産の取得について補足説明を申し上げます。

議案書の4ページをごらんいただきたいと思います。

先日の臨時議会で御審議を賜りましたように、日本郵政公社が所有いたします土地及び建物等を武雄市で購入することにいたしております。このうち土地につきましては5,000平米以上、建物等について20,000千円以上となるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

資産の内容につきましては、議案書に掲載しているとおりでございます。土地が3筆、1万6,099.55平方メートル、建物が6棟で5,742平方メートル、その他構築物等一式でございます。

取得の目的、取得価格、取得の相手方につきましても議案書に掲載しておりますが、取得

価格につきましては、土地及び建物等合わせて消費税を含め98,500千円でございます。なお、仮契約書、字図、位置図等につきましては、議案資料でお示しをいたしております。

以上、簡単ではございますが、第164号議案 財産の取得についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第164号議案に対する質疑を開始いたします。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

この議案に対して、簡易保険保養センターの購入希望者募集要領という参考資料が配られました。きょうもらって一通り見ているんですけども、そこで二つほどお伺いしたいんですが、5番の売却にかかる基本的事項、この(3)ですね、土地及び建物等107,500千円、これは98,500千円で市が購入をして民間に売却すると。恐らくこれは全協のときに言われたような固定資産税12分の11月分プラス所有権移転の登記簿関係の登記書類関係の費用ですね。これはどのくらい見積もられているのか出していただきたいのが一つです。

もう一つは、売買物件の概要、そして2が応募登録ですね。何人か希望があって手を挙げられたと。応募に登録されたと。市としては選考基準を当然持っておられるでしょうし、果たして応募登録者が市が考えるほどに該当するかどうかという選定がされていくんだらうというふうに思うんです。選定基準はここにはないですね。どういう点を選定基準にしていくのかというのは出ていませんですね。基本的には、5の売却にかかる基本的事項の(4)等々がその選考になるんだらうと思うんですけども、これは選考基準に基づいて選定をして、そして決められるんでしょうけれども、最終的に入札は考えておられないんですか。応募資格を通して、正式に5業者なら5業者、そこで入札をするという方法なのか、あるいは市が策定した選考基準に基づいてだれが一番ふさわしいのかと、選考委員会で多数決で決められていくのかと、そういう決定の方法についてですね、その2点答弁をお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

松尾経済部長

○松尾経済部長〔登壇〕

お答えいたします。

まず、売却金額の107,491千円の内訳でございますけれども、議員申されますように固定資産相当額、これを8,500千円、それから償却資産がございまして、これが275千円程度、それから事務費といたしまして、旅費等合わせまして220千円程度、今回購入いたします金額合わせまして107,491千円程度になりますので、今回の売却金額といたしまして107,500千円ということで設定をいたしております。

それから、応募についてでございますけれども、入札は考えていないのかということでご

ざいますが、応募がありました分について選定委員会の方で審査をいたしまして、その分で選定をいたしまして決定をいたしたいというふうに考えております。なお、その選定の基準等につきましては、今後検討いたしたいというふうに考えております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

二つ目の質問の中で入札を導入するのかという、方法としてしないということですね。そうしますと、選考委員会、選定委員会、名称はどうなるかわかりませんが、選考委員会は何名程度でどういう人たちに入ってもらえるのか、執行部だけで構成するのか、あるいは有識者を入れていくのか、あるいはいろいろありますよね。そこら辺の基本的な考え方というのはどうなのかと。何名規模でどういう専門家を入れるのかと。当然そのことは想定されての選考委員会での決定という答弁でしょうから、あわせて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

松尾経済部長

○松尾経済部長〔登壇〕

お答えいたします。

お答えをする前に、先ほど最終的に選考委員会の方で決定をするように、ちょっとそういう答弁をいたしておりますけれども、選考委員会の方で選定をしていただきまして、最終的には市の方で決定をするということになります。

それから、選定委員会の中身についてお尋ねでございますけれども、この分につきましては、選定委員の考え方については非公開といたしたいと思っております。なぜかと申しますと、特定の応募者との接触とか情報漏えい等を防止するためということで非公開でやりたいというふうに考えております。

〔22番「構成は」〕

構成につきましても非公開でございます。

〔22番「何名ぐらい」〕

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

構成については機微にわたる話ですので、私から答えたいと思います。

まず、委員そのものは非公開、その上で構成については今のところ私は五、六人（29ページで訂正）というふうに考えております。まだ私の中でも最終決定には至っておりません。その中で大半を占める委員については外から持ってくると。その中に、そうですね、大半は外から持ってきてたいと。民間の方を入れていろんな視点から今回のところをどこにするかと

いうのを御審議いただくというふうに考えております。

委員会の持ち方については以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

4 番松尾議員

○4 番（松尾陽輔君）〔登壇〕

ちょっと3点ほどお尋ねをしたいと思います。

議案資料の土地等の売買仮契約書の第2条と第6条の関連についてちょっと確認をさせていただきたいと思うんですけれども、第2条では、19年3月30日までに甲に支払わなければならないとうたわれております。ただ、第6条では、売買代金が完納した後、平成19年4月1日に乙に移転するものとするということで空白の1日、31日があるわけなんですけれども、その空白の1日は何かお尋ねをしたいと思います。通常、商取引の土地売買でいけば売買代金と同時にという文言が適切じゃないかということで判断をしております。その考え方について、ちょっと一つお尋ねをしたいと思います。

それと、先ほど資産購入と売却については22番議員がおっしゃってりましたので、省かせていただきます。

それと、選定委員会の件に関しても22番議員がおっしゃってましたので、ただ、私もぜひ第三者の有識者を委員に加えていただきたいということで思っております。

それともう一つは、最後ですけれども、購入希望者募集要領の案の中で2ページ、提出書類の内容・作成要領についてちょっとお尋ねをさせていただきます。

そこで、提出書類の4番、法人の財務状況等の直近の3カ年分を提出してくださいと。内容的には貸借対照表、損益計算書、営業報告書等というような形もありますけれども、既存法人の財務状況の提出は当然のことだと思いますけれども、関連会社ですね、要はいろいろ今問題になっております。親会社は非常に内容はいいけれども、子会社が大赤字だというような部分で、同属といいますか、代表の経営関連の会社の調査あたりはどういうふうな形で検討されていくのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

松尾経済部長

○松尾経済部長〔登壇〕

お答えいたします。

まず1点目の支払いの件でございますけれども、3月31日じゃなくて3月30日となっているということでございますが、3月31日は休日ということで、休みということで30日にいたしております。

それから、2点目の選定委員会につきましては、有識者を入れて選定を行いたいというふ

うに考えております。

それから、提出書類の中の4番目の法人の財務状況等についてで、3年分の決算の状況ということでお願いをいたしておりますけれども、関連会社はどうかということでありますが、まず提出書類につきましては、関連会社は今のところ考えておりません。ただ、後いろいろ審査をする中で必要とあれば、求めることもあると思います。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

4番松尾議員

○4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

私も31日は土曜日ということで確認はしておりました。ただ、要は曜日じゃなくて、同時というような契約の表現はいかがなものかというような、対応をしたらいいんじゃないかということで、ちょっと御検討の余地をということでお尋ねをしたところでございます。

それと、もう1回その辺の確認をですね。4月1日が適切な表現なのかどうか、曜日が土曜日だから3月31日はここに明記してないのかどうか、その辺をもう1点確認を、考え方をお尋ねさせていただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

古賀副市長

○古賀副市長〔登壇〕

お答えしますけど、支払い日と登記の日にちと同じ日にすべきじゃないかという話でありますけど、日本郵政公社との協議の中で、郵政公社側としましては30日までに払ってくださいますと。その確認ができた翌日、次の日、次の日は日曜日ですから、次の日に登記をしますということで、この契約書の中では30日、そして4月1日ということで双方合意をして締結をする段取りになっているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

○20番（松尾初秋君）〔登壇〕

選考委員の件でちょっとお尋ねをしたいんですけれども、今さっきの答弁の中で五、六人選考委員を選ぶと。大半を外からということでございますが、その大半という意味ですね。私も辞書を引いてきましたけれども、大半という意味は、半分以上とか、大方とか、ほとんどとか、大部分ということがあるわけですね。それで、五、六人の中で半分以上といたら3人でも半分以上になるし、ほとんどといたら5人全部とか、そういうことでもあり得ると思いますので、大体どのくらいを考えておられるのか、御答弁をお願いしたいと思います。大半の意味ですね。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

松尾議員の質問に答えたいと思います。

ちょっと答弁修正をあわせて行いたいと思います。委員会は全体で七、八人、そのうち五、六人を外部からというふうに考えておりますので、これは謹んでおわびをしたいというふうに考えております。そういう意味で先ほど私が、議員からもありましたように、大半であるとか大部分であるというのは条件的には満たしておるのではないかというふうに考えております。

○議長（杉原豊喜君）

6 番宮本議員

○6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

お尋ねします。

第1点としては、今度の仮契約書ですかね、の中に、一つちょっと危惧する部分は、瑕疵担保責任的なことが第9条に書いてありまして、この契約締結後に物件の瑕疵が発見されても減免できないということです、その前にやっぱり見に行っ確認をせんといかんと思うわけですね。その辺、行く気があるのか、もう信用して行かないでそのままもらうのかですね、そこについての考えを一つお聞きしたいと思います。

そしてもう1点は、私がこのことで心配しているのは、公平公正に売却ができるということと、もう1点は売却ができずに、売却相手がうまく確保できずに不良資産を抱えてしまうというですかね、そういう不良資産というか、また貸せばいいんですけれども、その辺がちょっと不明確ですので、私はそれをハイツのときみたいにすばっと、もう半年ぐらい前やったですかね、次何人で選考委員をつくる、そして発表会をいつする、そしていつ引き渡す、引き継ぎはどうするとかぴしっとできていたと思うわけですね。だから、何でハイツのときみたいにタイムスケジュールがぴしゃっと出ないのかなというのが不思議に思うわけなんですけれども、以前の話では、今回タイムスケジュール的なものも出してもらえるということだったんですけれども、その点はちょっとどうなっているのかですね。瑕疵担保責任と、この売却のタイムスケジュールの計画表について出してもらえないかについてお聞きします。

○議長（杉原豊喜君）

松尾経済部長

○松尾経済部長〔登壇〕

お答えいたします。

私の方から、建物、土地等の確認についてお答えをいたしたいと思います。

この分につきましては、引き渡しの際に現地確認等を行うようにいたしております。それから、また保有されております資料等も引き渡しを受けるということにいたしております。

○議長（杉原豊喜君）

古賀副市長

○古賀副市長〔登壇〕

私の方から、タイムスケジュールについて御報告申し上げます。

まず、この応募要領がありますけど、応募登録の2番目ですね、ここに書いていますように3月2日までに応募登録書を出していただくということにしております。その後、3ページの下段にありますけど、3月5日、現地見学会をしていただきます。そして、質疑応答等が出るかもわかりませんが、それをしまして、4ページの9番目にありますように、応募書類の最終提出を3月20日というふうにしたいと思います。その後、審査会をするわけですが、これは4月に入ってからやりたいという形で、この審査会におきましては、当然、費用弁償等が生じますので、この予算は新年度予算に計上するという形で今回準備をいたしておりますので、審査会を4月に入りましてから2回ないし3回を予定しております。最終的には15日から20日ぐらいまでに、遅くとも4月じゅうには決定をしたいというふうに思っているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

公平公正な選定の仕方について私から述べたいと思います。

私は非常に困っております。というのも、さきに皆様方には申し上げたとおり、ある議員が自分の新聞に、市長があたかも決めているのではないかという疑惑があるというふうに書かれて、私はこれで終わるかと思っておったら、これがもう尾ひれはひれついて、私は本当に困っておるとは、残念なのは、市外からせっかく本社を移して今回ののに応募しようと思っていましたけれども、もしそこが自分のところが選ばれたら、あたかも市長と談合しよと思われとるけん、今回見合わせさせてもらいますと。私、もうこれ聞いたとき、涙の出たですよ。（「自分が計画をはっきり言わんけん」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

私語は慎んでください。

○樋渡市長（続）

私は常々議会のところでこういうふうな計画があると、早目早目ということをおっしゃるので、私は早目早目に申し上げたつもりでもありますし、すべての審議過程は公開をしております。

○議長（杉原豊喜君）

私語は慎んでください。

○樋渡市長（続）

そういう意味で、今回は私のイメージのみならず、武雄市政、そして議員の名前があそこ
に書いてありまして、議員にもそういううわさがあるというふうに書いてありました。私は
武雄の市議会議員の各位のイメージも低下させたというふうに考えております。これは見解
の相違かもしれません。しかし、現実問題としてそういった話がもう出ております。――

――〔発 言 取 り 消 し〕――

(発言する者あり)

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休	憩	11時32分
再	開	11時36分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

ここで11時50分まで暫時休憩をいたします。

休	憩	11時37分
再	開	11時57分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

市長から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

先ほど答弁の中で一〔発言取消〕一を求めました。このことは不適切でありましたので、私
から撤回させていただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

ただいまの市長の発言の撤回について、これを許可したいと思います。これに御異議ござ
いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、先ほどの市長の答弁を撤回することを許可いたします。

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御
異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第164号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。
第164号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は起立により採決を行います。

第164号議案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、第164号議案 財産の取得については原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休	憩	11時58分
再	開	11時59分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

日程第6. 第165号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算（第7回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

第165号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算（第7回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正は、第163号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例で御審議いただいた組織機構改革を平成19年4月1日に実施することに伴う所要経費について補正をお願いしております。

それでは、内容について御説明いたします。補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

今回の補正は、歳出予算の補正を行うものです。

それでは、第1条、歳出予算の補正の内容について、補正予算説明書の方で説明させていただきます。補正予算説明書の(2)ページをごらんいただきたいと思います。

2款. 総務費、1項. 総務管理費の5目. 情報化推進費の13節. 委託料で、システム変更業務委託料を計上しております。組織機構の見直しによる部、課の新設や配置変更及び職員の異動に伴い、グループウェアシステムや財務会計システムなど情報システム及びファイルサーバーの設定変更などを行うものでございます。

また、15節. 工事請負費では、基幹系及び情報系配線工事費を計上しております。本庁、支所における部、課の新設や配置変更に伴い情報システムの配線の変更が必要であり、そのための工事費をお願いしております。基幹系配線は、本庁及び支所の各部署と電算センターとのオンライン回線であり、情報系配線は、グループウェアシステムや財務会計システムなど市役所組織内の庁内LANの配線ということでございます。

次に、14款. 予備費では、財源調整のため3,560千円の減額を行っております。

以上、第165号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算（第7回）についての補足説明でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第165号議案に対する質疑を開始いたします。6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

予算説明書(2)ページのシステム変更業務委託料と、もう一つ、基幹系及び情報系配線工事費とありますけれども、これがこれだけなのか、等なのかがよくわからないんですけども、私は、組織をかえると、看板かえたりお知らせの本をかえたり、いろいろ大きく予算が出てくるんじゃないかなと。また4月でありますので、新年度予算ということにはいかんと思いますので、その辺がどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

今回補正をお願いしておりますのは等でございます。委託料と工事費でございます。看板等については、今までは手書きでしたりしておりましたけれども、その辺は現計予算で間に合うのかどうかも検討しながら対応したいというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第165号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。第165号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は起立により採決を行います。

第165号議案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第165号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算（第7回）は原案のとおり可決されました。

日程第7．報告第13号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大石建設部長

○大石建設部長〔登壇〕

報告第13号 専決処分の報告について補足説明を申し上げます。

議案書の6ページでございます。

この件につきましては、市営住宅の管理運営上の瑕疵を起因とした事故に対する損害賠償額について、平成19年2月1日に専決処分したものでございます。

事故の内容につきましては、平成18年10月1日、午後7時30分過ぎ、被害者が武雄市朝日町の市営朝日住宅敷地内で、歩行中に側溝ふたと地面との段差に足をとられ右足をけがしたものでございます。当時は夜で暗かったこともありますが、側溝ふた付近のコンクリート舗装部分が陥没していて段差が生じていた箇所、けがをされたものでございます。

損害賠償額は入院治療費、リハビリ通院費、入れかえ賃金等に係る経費として337,253円であります。

なお、事故の賠償額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険から補てんをされることになっております。

市営朝日住宅の事故現場につきましては、事故後にコンクリート補修をして対応をいたしております。

今後このようなことがないように市営住宅の維持管理に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上、御報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

報告第13号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第13号は法令に基づき提出された報告でございますので、この程度にとどめたいと思います。

以上で本日の日程並びに本臨時会の全日程を終了いたします。

これをもちまして、平成19年2月武雄市議会臨時会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

閉 会 12時6分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議 長 杉 原 豊 喜

// 副議長 牟 田 勝 浩

// 議 員 吉 原 武 藤

// 議 員 川 原 千 秋

// 議 員 黒 岩 幸 生

会 議 録 調 製 者 緒 方 正 義